

交第1号議案

横浜市高速鉄道運賃条例及び横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

横浜市高速鉄道運賃条例及び横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市高速鉄道運賃条例及び横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

（横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正）

第1条 横浜市高速鉄道運賃条例（昭和47年10月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第15条の規定により、」を「第15条第4項の規定により」に改め、同条第2号中「第12条の4」を「第12条の4第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人

（横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正）

第2条 横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第15条の規定により、」を「第15条第4項の規定により」に改め、同条第2号中「第12条の4」を「第12条の4第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中横浜市高速鉄道運賃条例第5条に1号を加える改正規定及び第2条中横浜市乗合自動車乗車料条例第6条に1号を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

精神障害者及びその介護人に対し高速鉄道の旅客運賃及び乗合自動車の乗車券の料金の割引をする等のため、横浜市高速鉄道運賃条例及び横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市高速鉄道運賃条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（運賃の割引）

第5条 管理者は、次に掲げる者が乗車する場合には、その運賃の5割以内の額を割り引くことができる。この場合において、管理者は、割引の乗車券を発行することができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第12条の4第1項第12条の4に規定する児童の一時保護施設を利用する者及びその付添人

（第3号省略）

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人

横浜市乗合自動車乗車料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（料金の割引）

第6条 管理者は、次に掲げる者が乗車する場合には、その乗車券の料金について、定期乗車券にあつては3割以内、定期乗車券以外の乗車券にあつては5割以内の額を割り引くことができる。この場合において、管理者は、割引の乗車券を発行することができ

交第1号

る。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の
第15条の規定に
規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護
より、
人
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の規定に
よる児童福祉施設及び同法第12条の4第1項の規定による児童
第12条の4
の一時保護施設を利用する者及びその付添人

（第3号省略）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第
123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の
交付を受けている者及びその介護人